

# 実地指導における指摘事例等

- サービス共通編 -

神戸市福祉局監査指導部





この資料は、

- ▶ 適正な事業所運営のために注意すること（制度改革）
- ▶ 実地指導で指摘が多かったこと

を中心にまとめていますので、事業所運営に役立ててください。

## 注意

- ▶ 集団指導の資料に記載されていない項目も含め、条例で定める運営基準等を守っていただきますようお願いします。
- ▶ この資料は障害福祉サービス共通事項をまとめています。**各サービス編などの資料**も確認してください。



# 目次

## Agenda

1. 運営基準等について

2. 報酬算定・請求について

3. 行政処分について

4. その他連絡事項



# 目次

## Agenda

1. 運営基準等について

2. 報酬算定・請求について

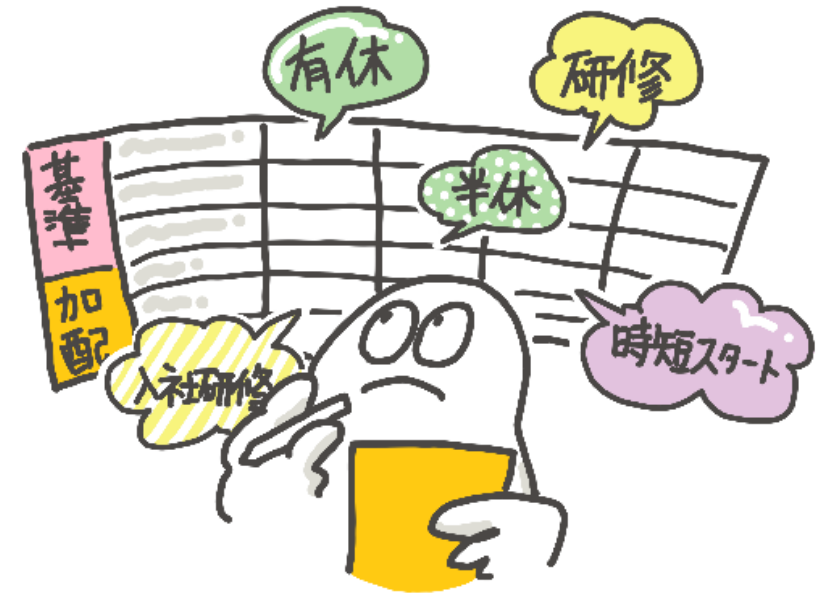
3. 行政処分について

4. その他連絡事項

# (1) 勤務体制の確保／人員に関する基準

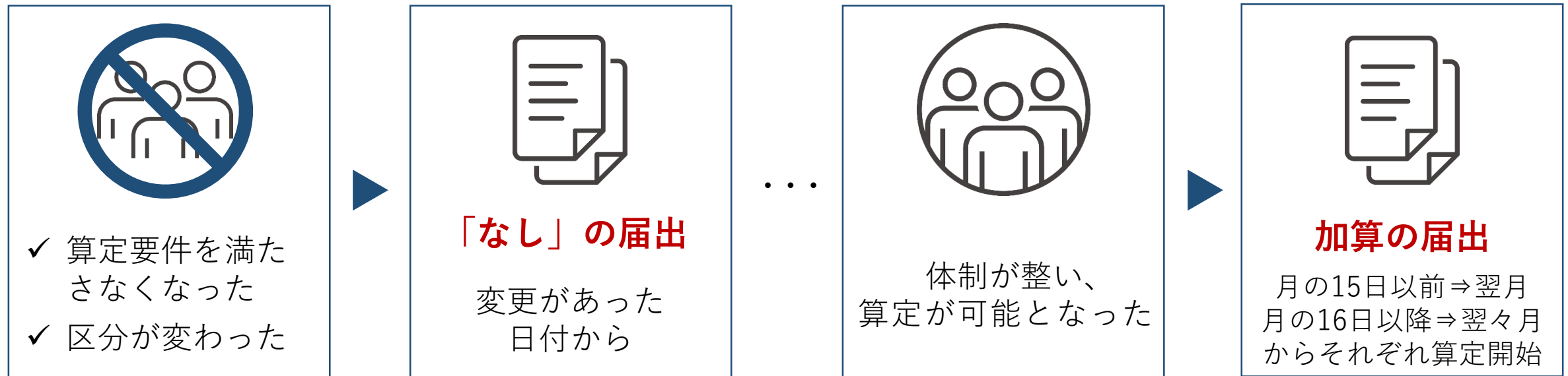
## 人員基準を欠くことのない体制の構築を！

- ▶ 適切な支援サービスが提供できるよう従業員の勤務体制を定める
- ▶ 常勤の従業員、非常勤の従業員それぞれについて、有給休暇の取得などの事情も勘案し、人員基準を常に確保
- ▶ 月ごとに勤務表を作成し、従業員の日々の勤務時間、常勤・非常勤の別、業務分担などを明確に（タイムカードなど、勤務時間を確認できる帳票を整備）



# (1) 勤務体制の確保／体制加算の届出

- 人員基準や加算の常勤換算など、算定要件を満たさなくなった場合、体制加算（福祉専門職配置等加算、人員配置体制加算、児童指導員等加配加算など）は、**算定不可**
  - 例①：人員基準を満たしていない（定員超過時を含む）
  - 例②：加算の算定要件である常勤換算1以上を満たしていない など
- 算定要件を満たさなくなった場合は「**なし**」の届出を行うこと
- 前月15日までに勤務体制（人員基準や加算要件）を確認することにより、翌月勤務体制の過不足による加算等の届出忘れを防止！



《届出に関するHP》

<https://www.city.kobe.lg.jp/a20315/business/annaitsuchi/shogaifukushi/shinse/kasantodoke.html>

## 指摘事例

- ✓ 事業所で定められている常勤の従業者が**勤務すべき時間数に達していない**
- ✓ **法人役員**の出退勤管理がされていない
- ✓ 嘱託医が出勤していない（出勤記録がない）
- ✓ サービス管理責任者や児童発達支援管理責任者※が、送迎の際に運転業務を行っている

※ サービス管理責任者や児童発達支援管理責任者は、個別支援計画の作成及びサービスの客観的な評価等を行うものであり、原則、直接サービス提供を行う従業者とは異なる人員である

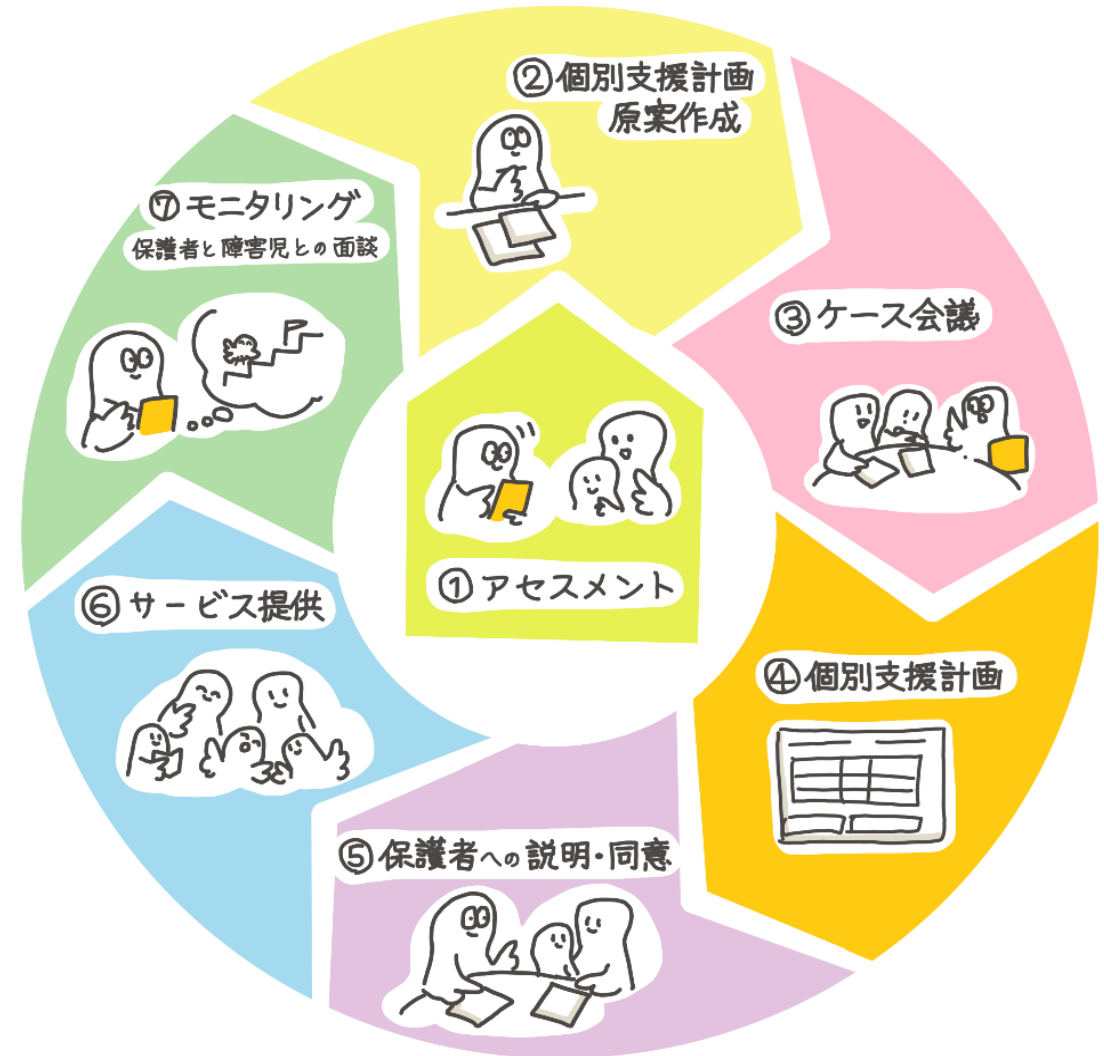
## (2) 個別支援計画／作成の流れ

### 個別支援計画作成に係る一連の流れ

- サービス管理責任者や児童発達支援管理責任者は、個別支援計画作成し、サービスを行うことが義務付けられている
- 運営基準に定める個別支援計画及びモニタリングに係る一連の手続き（右図参照）が適正に行われていない場合、**個別支援計画未作成減算**※が適用される可能性あり

#### ※個別支援計画未作成減算

- 適用1月目から2月目  
⇒ 所定単位数の70%を算定（▲30%）
- 適用3月目以降  
⇒ 所定単位数の50%を算定（▲50%）





## (2) 個別支援計画／指摘事例



### 指摘事例

- ✓ 個別支援計画が作成されていない
- ✓ モニタリングが少なくとも6月（3月）に1回以上、行われていない（記録がない）
- ✓ 個別支援計画の原案の検討を行うサービス担当者会議を行っていない（記録が未作成）
- ✓ サービス管理責任者（児童発達支援管理責任者）以外の従業者が個別支援計画を作成

## (3) サービス提供の記録



サービス提供の都度！具体的な支援の内容も忘れずに！

- 記録は、報酬の対象となるサービスを適正に提供したことを**挙証する書類**
- 記載漏れや不備等があり、適正なサービス提供を行ったことが確認できない場合、**報酬の返還や減算の対象**となる場合あり
- 支援内容の記録は、提供日、具体的な内容、実績時間数、利用者負担額など利用者へ伝達すべき必要な事項を**その都度**記録すること
- サービス提供記録（サービス提供実績記録票）については、利用者（保護者）の確認を得ること

# (4) 身体拘束等の適正化の推進

## 身体拘束等の適正化の推進

- 身体拘束等の適正化の更なる推進のため、運営基準において施設・事業所が取り組むべき事項を追加するとともに、減算要件の追加を行う。  
※療養介護、生活介護、短期入所、施設入所支援、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、共同生活援助、児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援、居宅訪問型児童発達支援、福祉型障害児入所施設、医療型障害児入所施設
- 訪問系サービスについても、知的障害者や精神障害者も対象としており、身体拘束が行われることも想定されるため、運営基準に「身体拘束等の禁止」の規定を設けるとともに、「身体拘束廃止未実施減算」を創設する。  
※居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援

### 運営基準

以下、②から④の規定を追加する（訪問系以外のサービスについては、①は既に規定済）。訪問系サービスについては、①から④を追加する。

②から④の規定は、令和3年4月から努力義務化し、令和4年4月から義務化する。なお、訪問系サービスにおいて追加する①については、令和3年4月から義務化する。

- ① 身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録すること。
- ② 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。
- ③ 身体拘束等の適正化のための指針を整備すること。
- ④ 従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

※ 虐待防止の取組で身体拘束等の適正化について取り扱う場合には、身体拘束等の適正化に取り組んでいるものとみなす。

### 減算の取扱い

運営基準の①から④を満たしていない場合に、基本報酬を減算する。（身体拘束廃止未実施減算5単位/日）  
ただし、②から④については、令和5年4月から適用する。  
なお、訪問系サービスについては、①から④の全てを令和5年4月からの適用とする。



令和4年度～  
義務化

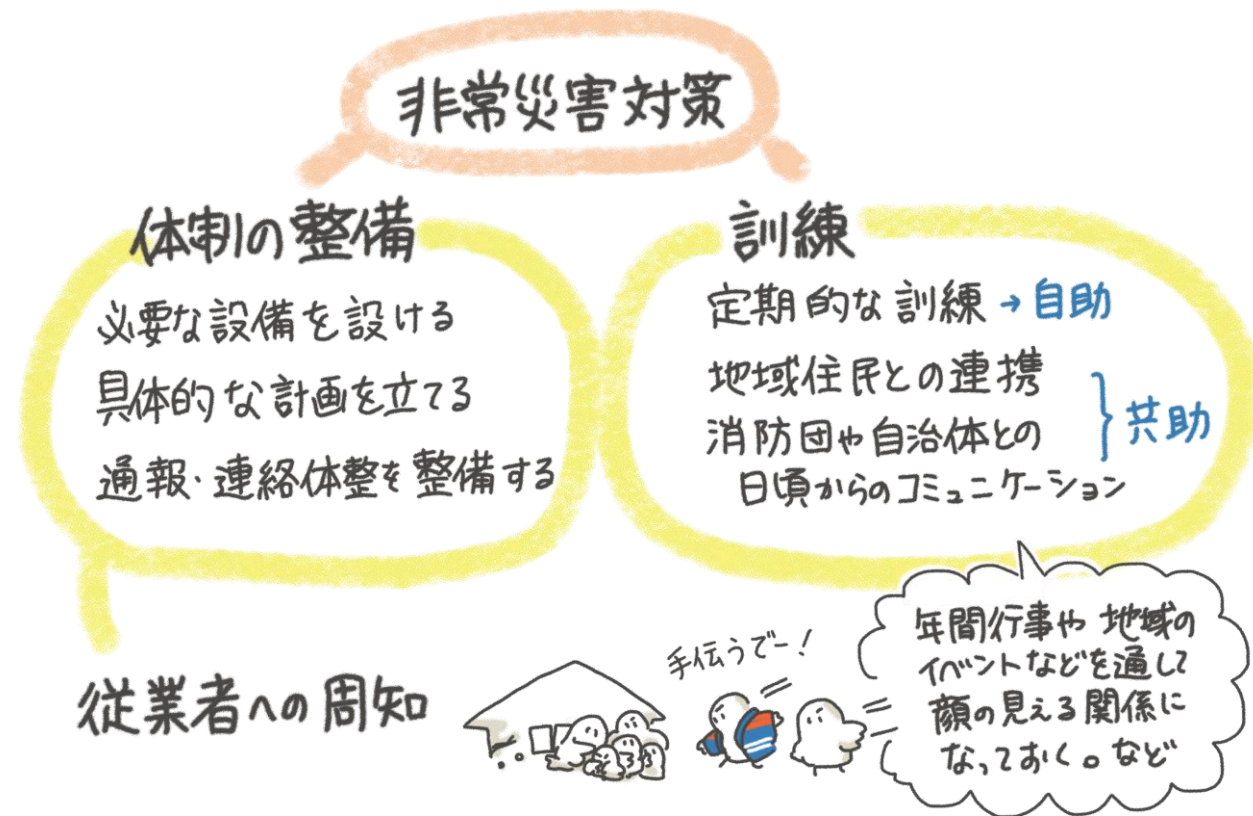


令和5年度～  
義務化

## (5) 非常災害対策

### 講ずべき対策

- ▶ 消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けること
- ▶ 火災や、風水害・地震等の災害に**対処するための計画※を立てること**
- ▶ 地域の消防団など関係機関への通報及び連絡体制の整備とそれらの従業者への定期的な周知
- ▶ 定期的な避難や救出など**必要な訓練の実施**  
(訓練に実施に当たっては、地域住民の参加が得られるよう連携に努めること)



※計画の作成に当たっては、ハザードマップ等で、  
 ①洪水等の浸水想定区域内 又は ②土砂災害区域内に事業所があるか確認すること。  
 また、事業所の所在地の状況に合わせた避難計画の作成と訓練を行うこと。

🔍 神戸市ハザードマップ (2023年1月時点)

[https://www.city.kobe.lg.jp/a19183/bosai/prevention/map/tokubetugou\\_new/index.html](https://www.city.kobe.lg.jp/a19183/bosai/prevention/map/tokubetugou_new/index.html)

## (6) 感染症対策の強化

令和3年度～努力義務  
令和6年度～義務化



### 委員会の設置

- 委員は、施設長、医師、看護職員、生活支援員など幅広い職種により構成
- 専任の感染対策担当者を決める
- 委員会は、概ね3か月に1回以上の定期的開催

### 指針の整備

- 平常時の対策（環境の整備、排泄物の処理）
- 日常支援にかかる感染対策（血液・分泌液などに触れた時の取り決めなど）
- 感染症発生時の状況把握、感染拡大防止、医療機関や保健所、市町村など関係機関との連携や報告

### 研修の実施

- 感染対策の基礎的内容等の適切な知識の普及・啓発
- 衛生管理の徹底や衛生的な支援の励行
- 指針に基づく研修プログラムの作成、定期的（年2回以上）な教育の実施

### 訓練の実施

- 定期的（年2回以上）の訓練
- 訓練の際には、発生時の対応を定めた指針や研修に基づき役割分担を確認

# (7) 業務継続に向けた取組の強化

## 感染症や災害への対応力強化

- 感染症や災害への対応力強化を図る観点から、感染症対策や業務継続に向けた取組、災害に当たっての地域と連携した取組を強化する。

### 1 感染症対策の強化 (全サービス)

- 全ての障害福祉サービス等事業者に、感染症の発生及びまん延の防止等に関する取組の徹底を求める観点から、委員会の開催、指針の整備、研修の実施、訓練(シミュレーション)の実施を義務づける。

※ 3年の経過措置期間を設ける

### 2 業務継続に向けた取組の強化 (全サービス)

- 感染症や災害が発生した場合であっても、必要な障害福祉サービスが継続的に提供できる体制を構築する観点から、全ての障害福祉サービス等事業者を対象に、業務継続に向けた計画等の策定、研修の実施、訓練(シミュレーション)の実施等を義務づける。

※ 3年の経過措置期間を設ける

### 3 地域と連携した災害対応の強化 (施設系、通所系、居住系サービス)

- 災害への対応においては、地域との連携が不可欠であることを踏まえ、非常災害対策(計画策定、関係機関との連携体制の確保、避難等訓練の実施等)が求められる障害福祉サービス等事業者(施設系、通所系、居住系)において、訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならないこととする。



令和3年度～  
努力義務

令和6年度～  
義務化

### 業務継続計画(BCP)とは

大地震等の自然災害、感染症のまん延、テロ等の事件、大事故、サプライチェーン（供給網）の途絶、突発的な経営環境の変化など不測の事態が発生しても

**重要な事業を中断させない、または中断しても可能な限り短い期間で復旧**させるための方針、体制、手順等を示した計画のこと。

### 業務継続計画（BCP）に定める重要な取組事例

- ✓ 各担当者をあらかじめ決めておくこと
- ✓ 連絡先をあらかじめ整理しておくこと
- ✓ 必要な物資をあらかじめ整理、準備しておくこと
- ✓ 上記を組織で共有すること
- ✓ 定期的に見直し、必要に応じて研修・訓練を行うこと など

## (8) 業務継続計画／盛り込むべき内容



感染症(新型コロナ)に係る業務継続計画	自然災害に係る業務継続計画
<p data-bbox="135 362 512 411"><b>平時からの備え</b></p> <ul data-bbox="135 429 868 648" style="list-style-type: none"><li>• 体制構築・整備</li><li>• 感染症防止に向けた取組の実施</li><li>• 防護服・消毒液等備蓄品の確保</li><li>• 研修・訓練の実施 など</li></ul>	<p data-bbox="1327 362 1658 411"><b>平常時の対応</b></p> <ul data-bbox="1327 429 2440 648" style="list-style-type: none"><li>• 建物・設備の安全対策</li><li>• 電気・ガス・水道等のライフラインが停止した場合の対策</li><li>• 必要品の備蓄 など</li></ul>
<p data-bbox="135 679 351 728"><b>初動対応</b></p> <ul data-bbox="135 746 1182 965" style="list-style-type: none"><li>• 第一報（法人内の情報共有、自治体への報告、家族への報告）</li><li>• 感染疑い者や体調不良者への対応</li><li>• 消毒・清掃の実施 など</li></ul>	<p data-bbox="1327 679 1658 728"><b>緊急時の対応</b></p> <ul data-bbox="1327 746 1913 908" style="list-style-type: none"><li>• 業務継続計画発動の基準</li><li>• 対応拠点や体制など</li><li>• 職員の参集基準 など</li></ul>
<p data-bbox="135 996 741 1045"><b>感染拡大防止体制の確立</b></p> <ul data-bbox="135 1063 991 1282" style="list-style-type: none"><li>• 保健所との連携</li><li>• 濃厚接触者への対応</li><li>• 関係者との情報共有（従業員の確保）</li><li>• 情報発信 など</li></ul>	<p data-bbox="1327 996 1933 1045"><b>他施設及び地域との連携</b></p> <ul data-bbox="1327 1063 2392 1225" style="list-style-type: none"><li>• 連携体制の構築（地域ネットワークの構築や参画）</li><li>• 被災時の従業員の派遣 など</li></ul>



## (8) 業務継続計画／参考

- 業務継続計画の作成に当たっては、厚生労働省のホームページに掲載しているガイドライン等を適宜参考にすること

### 《厚労省ホームページ》

- 障害福祉サービス事業所等における自然災害発生時の業務継続ガイドライン等  
[https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_17517.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_17517.html)
- 感染対策マニュアル・業務継続ガイドライン等  
[https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_15758.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_15758.html)

ガイドラインは  
利用者の多い事業所を  
想定して作られているので  
「ナニホド!」も  
「どういうこと?」もある。



BCPに必ず記載するべき  
項目はきちんとおさえ

細部は事業所の  
実態に応じて決める



# (9) 事故の防止／未然防止の取組

## 事故を未然に防ぐために

- 過去に発生した事故の原因を究明し、それを踏まえて再発防止策を講じること
- 万一起きるとしたら、どんな事故が考えられるか、事業所の支援の内容や施設・設備の特徴に応じて想定し、未然防止策を講じること
- サービス提供の際に**死角が発生しない**ようにするなど、従業員がサービス利用者の動きを把握し、**目配りや気配りを欠かさない体制を作ること**
- 令和3年度には死角となったスペースで事故が発生しています！

## 事故の原因究明・再発防止策



## 日頃の備え

**緊急時対応マニュアル**  
想定・対策・訓練!  
練習用エビかんアム  
使い方を  
いざという時の  
判断に  
まよわない!

**ヒヤリハットの活用**  
あぶない  
すべる  
活用  
ヒヤリハット  
まとめ  
R4.4  
朝礼シート  
出勤したら  
カクコン  
書いただけ。にならない工夫を!

**AEDの設置場所**  
屋外活動でよく行く  
場所の付近もチェック!  
アアプリもある  
神戸市なら  
まちかど救急ステーション  
消防本部と連携している。

**最新情報への更新も**  
冷感シートは  
アイシングと  
ちがうらしい。

## (9) 事故の防止／報告

- 以下の事故が発生した場合、神戸市監査指導部へ報告すること
  - ① サービスの提供による利用者のケガ（医療機関の受診を要するもの等）又は死亡事
  - ② 従業者の法令違反・虐待・不祥事等
  - ③ その他、報告が必要と認められる事故

- **死亡や重症等の重大な事案の場合、第1報として、速やかに電話やFAX等で報告してください！**  
(発生当日または夕方・夜間発生時は翌日中)

- 事故が発生した場合には、本市へ報告するとともに、利用者の家族等へ連絡し、事故の発生状況やその後の対応について十分に説明すること。

**責任の所在に関係なく**

報告は責任を求めためではないので

事故があったことについて情報共有をお願いします!

**報告の範囲**

医療機関を受診した

緊急通報をした

従業者の法令違反や不祥事

その他、報告が必要と思われるもの

《事故報告フォーム》 [https://www.city.kobe.lg.jp/a20315/business/annaitsuchi/shogaifukushi/jiko\\_houkoku.html](https://www.city.kobe.lg.jp/a20315/business/annaitsuchi/shogaifukushi/jiko_houkoku.html)



# 目次

## Agenda

1. 運営基準等について

2. 報酬算定・請求について

3. 行政処分について

4. その他連絡事項

# (1) 個別支援計画への位置づけが必要な加算

- あらかじめ個別支援計画に基づいて（位置づけ）、利用者（保護者）の同意が必要
- 一連の手続きが適正に行われていない場合、**過誤返還の対象**

## 個別支援計画への位置づけが必要な加算（例）

加算	対象サービス
延長支援加算	生活介護、児童発達支援、放課後等デイサービス
食事提供体制加算	生活介護、就労継続支援A・B型など
帰宅時支援加算	共同生活援助
夜間支援等体制加算Ⅰ	共同生活援助
個別サポート加算Ⅱ	児童発達支援、放課後等デイサービス
家庭連携加算	児童発達支援、放課後等デイサービス

※あくまで例示であり、加算要件を確認すること

## (2) 医療連携体制加算／対象サービスと内容



### 対象サービス

- ・ 短期入所
- ・ 自立訓練（生活訓練）
- ・ 就労移行支援（A型・B型）
- ・ 児童発達支援
- ・ 重度障害者包括支援
- ・ 就労移行支援
- ・ 共同生活援助（GH）
- ・ 放課後等デイサービス など

### 加算の内容

医療機関等の連携により、下記のような支援を実施した場合に評価

- ✓ 看護職員がサービス事業所を訪問して利用者に対して看護を行った場合
- ✓ 介護職員等に痰の吸引等に係る指導を行った場合

## (2) 医療連携体制加算／算定に係る留意事項

### 算定に係る留意事項

- 事業所は、あらかじめ医療連携体制加算に係る業務について**医療機関等と委託契約を締結**し、看護の提供又は認定特定行為業務従事者に対する喀痰吸引等に係る指導の費用を医療機関に支払う
- この支援は、主治医から看護の提供又は喀痰吸引等に係る指導等に関する指示を受ける
- **医師の指示は、利用者ごとに受け、その内容を書面で残す**（主治医と十分に利用者に関する情報共有を行い、必要な指示を行うことができる場合に限り、主治医以外の医師の指示であっても可能）
- 看護の提供は、医師の指示を受けた具体的な看護内容等を**個別支援計画等に記載**すること。また、主治医に対し、定期的に医療的ケアの実施状況等を報告すること

※ 留意事項通知には、算定利用者数の限度など他にも記載があるのでよく確認してください！



# 目次

## Agenda

1. 運営基準等について

2. 報酬算定・請求について

3. 行政処分について

4. その他連絡事項



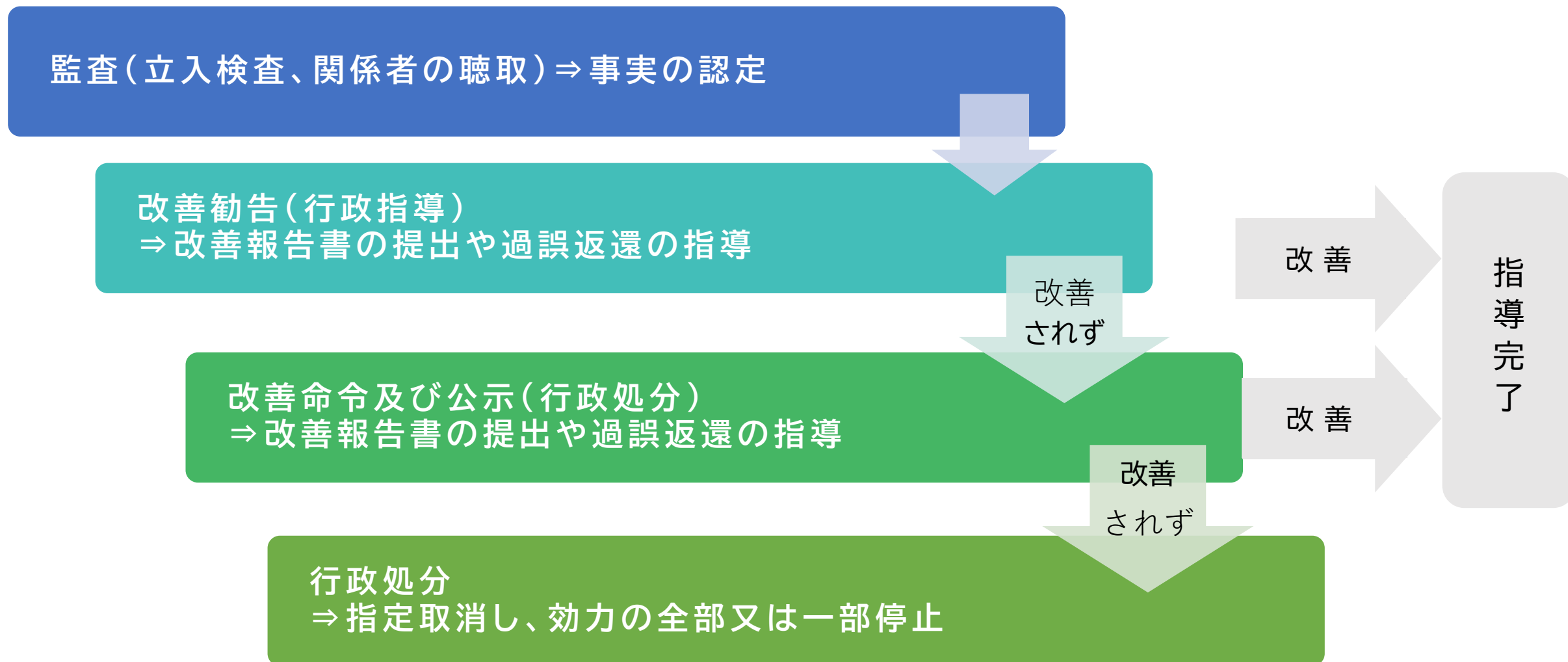
# (1) 監査とは／実地指導と監査の違い



	実地指導	監査
対象	全事業者	不正・基準違反・従業者による虐待の疑いなどの市が必要と認める場合
目的	事業者等の育成・支援を基本とし、利用者に対するサービスの質の確保・向上及び適正な給付費の請求等を促すこと	不正請求や基準違反等が疑われる場合に調査を行い、適切な措置(行政処分等)を講ずるもの
備考	原則、事前に通知して順次実施(事前通知がない場合もあり)	事前予告なし、随時

## (2) 監査の流れ①

直ちに指定取消し等に至らないが、改善が必要と認められる場合



## (2) 監査の流れ②

監査による指定取消処分等の事由に該当する場合の流れ

立入検査、関係者の聴取⇒事実の認定  
(改善命令後、改善がされない場合)

聴聞又は弁明の機会の付与

指定取消し、効力の全部停止又は一部の停止公示  
※不正利得があれば、返還金の請求及び加算金の請求あり

※ 著しく悪質な運営基準違反・不正と認定した場合、勧告・改善命令を経ることなく指定取消しなどの行政処分をする場合もあり



## 障害者総合支援法に基づく就労継続支援B型事業所の指定取消処分

### 1. 事業所の概要

- ・事業所名 グリーンキッチン
- ・サービス種別 就労継続支援B型  
(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律  
(以下「障害者総合支援法」と言う。))
- ・事業所所在地 兵庫区中道通1丁目2番11号 金城ビル2F
- ・運営法人 特定非営利活動法人 Lien絆 (リヤンきずな)  
(理事長 新西 サトミ)  
(所在地：事業所所在地と同じ)
- ・事業開始年月日 平成30年1月1日

### 2. 内容

事業所指定の取消し

### 3. 通知年月日

令和4年3月25日 (金曜)

# (3) 令和4年度の行政処分事例①



## 4. 効力発生效年月日

令和4年4月22日（金曜）

## 5. これまでの経緯

- ・令和2年11月20日 障害者総合支援法に基づく監査を実施
- ・令和2年11月～令和4年1月 不正事実の確認のための書類精査等
- ・令和4年2月14日 行政手続法に基づく聴聞を実施

## 6. 取消を行う理由

訓練等給付費の不正請求

令和2年8月から同年11月まで、施設外就労先である長田区内の飲食店において施設外就労を行っていないにもかかわらず、施設外就労を行ったものとして合計934件について約100万円の施設外就労加算を算定し、不正に報酬請求を行った。

## 7. 根拠法令

障害者総合支援法第50条第1項第五号

## 8. 事業者に対する経済上の措置

不正請求により受領した訓練等給付費に障害者総合支援法に基づく加算額を加えた約140万円の返還を求める。



## 児童福祉法に基づく放課後等デイサービス事業所の指定取消処分

### 1. 事業所の概要

- ・事業所名 放課後等デイサービスわおん神戸北野本校
- ・サービス種別 放課後等デイサービス
- ・事業所所在地 神戸市中央区中山手通1丁目23-2 山内ビル4階西
- ・運営法人 一般財団法人凜誠会（りんせいかい）  
(代表理事 井上 大輔)  
(所在地：神戸市中央区中山手通2丁目15番1-1401号)
- ・事業開始年月日 平成28年4月1日

### 2. 内容

事業所指定の取消し

### 3. 通知年月日

令和4年12月23日（金曜）

### 4. 効力発生年月日

令和5年1月22日（日曜）

## (3) 令和4年度の行政処分事例②



### 5. これまでの経緯

- ・令和4年1月6日 児童福祉法に基づく監査を実施
- ・令和4年1月～令和4年11月 不正事実の確認のための書類精査等
- ・令和4年12月1日 行政手続法に基づく聴聞を実施

### 6. 根拠法令

児童福祉法第21条の5の24第1項第五号、第六号

### 7. 取消しを行う理由

<第五号「不正請求」>

- ・児童指導員等の加配要件を満たしていないにもかかわらず、児童指導員等加配加算を算定し、不正に報酬請求を行った（1,549,972円 1,181件）。

期間 令和3年8月から同年12月まで

<第六号「虚偽報告」>

- ・法人代表兼管理者自らが勤務実態と異なる虚偽の職員出勤簿等を作成し、本市へ提出した。

期間 令和3年1月から令和4年2月まで

### 8. 事業者に対する経済上の措置

不正請求により受領した障害児通所給付費に児童福祉法に基づく加算額を加えた約217万円の返還を求める。



# 目次

## Agenda

1. 運営基準等について

2. 報酬算定・請求について

3. 行政処分について

4. その他連絡事項



# (1) その他よくある指摘事例



項目	指摘事項
<p><b>虐待の防止</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 虐待防止委員会を設置していない ⇒ <b>令和4年度から義務化</b></li> <li>✓ 全職員が虐待防止研修を受講していない ⇒ <b>全職員に1年に1回必ず実施</b></li> </ul>
<p><b>身体拘束等の禁止</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を設置していない (委員会が定期的開催されていない)</li> <li>✓ 身体拘束等の適正化のための指針が整備されていない</li> <li>✓ 従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修が実施されていない ⇒ <b>令和4年度から義務化</b></li> </ul>
<p><b>重要事項説明書</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ サービスの提供に当たって利用申込者が支払うべき費用の記載がされていない (具体例：事業所が算定する給付費、加算、単位数、単価)</li> </ul>
<p><b>会計の区分</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 複数の事業所を運営する法人で、事業所ごとの経理の区分をしていない</li> </ul>
<p><b>欠席時対応加算</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 相談援助を行った記録がない、「〇月〇日、欠席する旨の電話連絡あり」という単なる事実の記載しか記録がない</li> </ul>

## (2) 事業所運営に関する質問・回答／神戸市HP

- 事業所運営に関する質問を、神戸市のHPで受け付けています。
- 回答の目安は、受付から10営業日程度です。


《質問フォーム》 [https://www.city.kobe.lg.jp/z/fukushi/shitumon\\_form.html](https://www.city.kobe.lg.jp/z/fukushi/shitumon_form.html)

### 質問フォーム

事業所運営にあたって、不明な点は質問フォームよりお問い合わせください。

- 回答の目安は、受付から**10営業日以内**です（厚生労働省への確認を要する質問等は、回答までお時間をいただく場合があります）。
- 虐待等の事業所からの相談・報告及び緊急を要する質問は、引き続き電話での対応を行います。
- 質問に対する回答は、事業所・個人情報に配慮したうえで、「[過去のQ&A](#)」に公開します。



➤ 質問フォーム 

過去に事業所から寄せられたQ&Aを掲載。  
質問する前にご確認ください。

こちらから質問してください

# (3) 事業所運営に関する自己点検シート



## 自己点検

障害福祉サービス等の質の向上を図るため、事業者による自己点検をしていただいています。  
通知を受け取られた事業所は、手順に従って運営状況の自己点検を行い、その結果を神戸市へ報告してください。  
また、その他の事業所におかれましても、定期的な点検及び利用者へのサービス向上に活用していただくようお願いします。

対象事業所	本市から通知が届いた事業所
提出書類	「 <a href="#">自己点検シートのダウンロード</a> 」から該当するサービス種類ごとに「自己点検シート」をダウンロード
点検方法	1. 「自己点検シート」をダウンロード 2. 全ての項目について自己点検を実施 3. 神戸市へ提出
提出先	<a href="#">提出フォーム</a>

こちらから自己点検シートをダウンロード

本市への提出はこちらから

《自己点検シートHP》 [https://www.city.kobe.lg.jp/a20315/jikotenken/jikotenken\\_gaiyou.html](https://www.city.kobe.lg.jp/a20315/jikotenken/jikotenken_gaiyou.html)

## (4) 送迎時の注意点について



### 利用者の送迎時の交通マナーに関して、近隣住民等から苦情が寄せられています！

- ▶ 送迎車の運行には関連法令を遵守してください。
- ▶ エンジンのかけっぱなしによる騒音や周辺道路の通行の妨げにならないよう、近隣の方への配慮に努めてください。
- ▶ 事故防止の観点から、停車中の車内に**利用者のみで事業所従業員が不在**とにならないようお願いいたします。

### 送迎中の車内での虐待疑い事案の通報・トラブルが寄せられています！

- ▶ 利用者が送迎車両に**置き去りにならないよう**所在確認するなど注意してください。
- ▶ 虐待防止の観点から、車両内が密室の空間にならないよう心がけてください。
- ▶ 市条例で定める事業所実施の「人権擁護・虐待防止研修」は、**全従業員が対象**です。利用者に少しでも関わる従業員には、必ず上記の研修受講をお願いいたします。

# BE KOBE

サービス共通編 おわり

各サービス編などの資料もご確認ください

